

働く者の立場からの真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）

政府は、反対の声が強い高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制の対象業務拡大をセットにした「残業代ゼロ（定額働かせ放題）」法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け、長時間労働を是正とする残業時間の上限規制法案を一本化し、「働き方改革」関連法案として提出・成立を目指している。

労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規制を取り払う高度プロフェッショナル制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなる。また、裁量労働制の対象業務の拡大は、働く者を時間と体力の限界を超えて働かざるを得ない立場に追い込みかねない。

また、法案では、残業時間の上限規制を、これまでの月45時間、年間360時間を原則としつつも、繁忙期には特例で年間720時間を認め、2～6か月の平均で休日労働を含めて月80時間、1か月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めており、過労死ラインの残業も容認し、長時間残業に「お墨付き」を与えかねない。

「働き方改革」関連法案は、「企業にとって柔軟な働かせ方」、「企業にとっての生産性向上」という視点が前面に出ており、労働者の長時間・過密労働は解決されない。労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールである労働条件規制を揺るがすことは断じて許されない。痛ましい過労死や過労自殺が相次ぐ我が国においては、健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備こそ求められている。

よって、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1、高度プロフェッショナル制度や裁量労働制の対象業務の拡大を導入しないこと。
- 2、過労死ラインの残業を容認する上限規制の導入ではなく、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1か月45時間とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年〇月〇日

千葉県議会議長

内閣総理大臣 あて